

# 「新 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」

## 開催のご案内

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

平成20年度より実施してきた「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」は、24年度より、カリキュラムの見直しを行い、リスクアセスメントを反映した「店社安全衛生計画書」・「工事安全衛生計画書」策定のための演習を実施するなどし、店社安全衛生担当者や施工管理者の皆さんに、より充実した研修を提供します。

労働安全衛生法第28条の2では、建設業の事業者が危険性または有害性等を調査して、その結果に基づいて検討した災害防止対策を実施（リスクアセスメント）して、労働災害を未然に防ぐことが努力義務となっています。

安全衛生担当者や現場の安全関係の管理者の皆様には、各工事現場の労働災害防止に向け、総合工事業者から専門工事業者まで、一貫したリスクアセスメントの普及促進を図るために、是非この研修を受講いただけますようお願いいたします。

なお、本講習は、静岡市役所総合評価入札方式における加点対象講習となっています。

### ◆研修の対象者

- ・建設工事現場の安全関係の管理者及びリスクアセスメントに携わる管理者の方  
(主に、「店社安全衛生担当者」、「施工管理者」の方々)

#### 1 開催日及び会場

日程は、別途発行の「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。

#### 2 開催時間 8時55分～17時

(8時45分までに集合してください。)

- |          |                         |        |
|----------|-------------------------|--------|
| 3 カリキュラム | ・建設業におけるリスクアセスメントの目的と意義 | ( 60分) |
|          | ・建設業におけるリスクアセスメントの進め方   | ( 60分) |
|          | ・演習                     | (270分) |
|          | ・リスクアセスメントと建設業労働安全衛生    | ( 30分) |

マネジメントシステム

※演習が2Hから4.5Hとなり、講習時間は6.5Hから30分増の7Hとなっています。

#### 4 講習会費（消費税10%込み）

受講料	テキスト代	昼食代	合計
13,200 円	2,970 円	924 円	17,094 円

※建災防静岡県支部会員については、テキスト代(1,000 円)を補助します。

#### 5 受講申込手続

- (1) 受講申込書(A4版)及び受講票に必要事項を記入し、予約後10日以内に建災防支部に申込書の送付及び講習会費の送金をしてください。
- (2) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。

※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (2) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。
- (3) 修了証に旧姓又は通称の記載をご希望の場合、氏名欄の氏名の後ろに( )付でご記入ください。
- (4) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。

#### 6 受講料の支払

銀行振込み又は、現金書留で送金してください。

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注-1 名義人は、**建設業労働災害防止協会静岡県支部(ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカインズオカケンシブ)**又は略称 建災防静岡県支部(ケンタイウズカケンシブ)

注-2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。領収証は受講票と併せて送付させていただきます。

注-3 FAXでの申し込みは受け付けておりません。

注-4 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。

注-5 受講希望者が少ない場合、講習の開催を取り止めることがあります。

注－6 やむを得ない理由により、受講できなくなった場合は、指定受講日の  
10日前までに申し出てください。以後の取り消しについては、受講料  
の返還はできません。

7 修了証 全科目修了者に修了証を交付します。  
遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、  
修了証は交付しません。

8 持ち物 受講票、筆記用具

9 問い合わせ先 建設業労働災害防止協会静岡県支部  
〒420-0851  
静岡市葵区黒金町 11-7  
大樹生命静岡駅前ビル 12階  
TEL 054-255-1080 FAX 054-272-6034